

SGEC森林認証システム・SGEC認証林産物流通システム

SGEC認証取得のご案内



SGEC登録コンサルタント
全国森林組合連合会



SGEC認証の取得をきっかけとして 森林組合系統の組織力発揮により 持続可能な森林管理体制を実現

森林組合系統が一体となってSGEC認証を取得する効果

- 長期施業受委託契約先の新規開拓
- 全国的視野から連合会の指導事業の強化
- 事業フィールドの確保・事業量の拡大
- 原木の優先的・安定的供給体制の確保
- 職場の意識改革、経営の見直し・改善
- 組合員・消費者からの信頼の増大



森林組合系統の組織力発揮により
将来にわたって、持続可能な森林管理体制を実現

森林組合が 管理する森林



森林組合が森林認証を取得する場合は、長期施業受委託契約等最低でも5年以上の管理委託契約を締結している森林が対象となります。

長期施業受委託契約

認証対象森林

長期施業受委託契約等を締結している森林

【個人所有林】

森林組合と長期施業受託契約を結ぶことで所有林が認証森林の一部になる。集約化によるコストメリットが得られる。

【市町村有林等】

森林組合と長期の管理委託契約を結ぶきっかけとなる。

【会社有林等】

企業の社会的責任(CSR)の一環として、森林組合と長期の管理委託契約を結ぶきっかけとなる。

認証原木の
供給



認証原木の
優先的購入



流通・加工・販売等 事業所

(森林組合、連合会、提携する事業体)



流通・加工・販売等各部門において、適切な分別管理できる体制を整えることで認定を受けることができます。

新たな販売ルート

共販市場

加工場
(製材・プレカット)

工務店・販売店

環境に配慮された
製品への要求



認証製品の
供給・販売

市場を通じて
認証森林を
サポート

消費者・地域住民

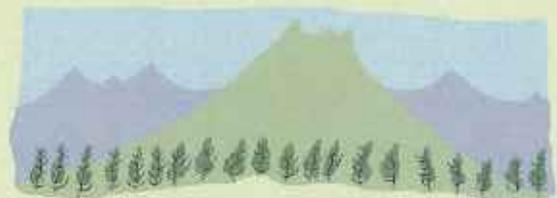
- ・環境に配慮した消費行動の高まり
- ・安心が保証された信頼できる製品の要求

国際基準に準じた持続可能な森林経営による 国産材の生産・流通を証明するSGEC認証

SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council、和名：『緑の循環』認証会議)は、林業団体、環境NGO等により2003年6月に発足しました。SGEC認証は、モントリオールプロセスをベースとして、国際的に通用する基準と指標を取り入れながら、人工林が多い日本の森林実態に合わせた内容となっています。また森林認証の取得には、下記のようなことが期待されており、これからの日本林業にとって重要な意義を持っています。

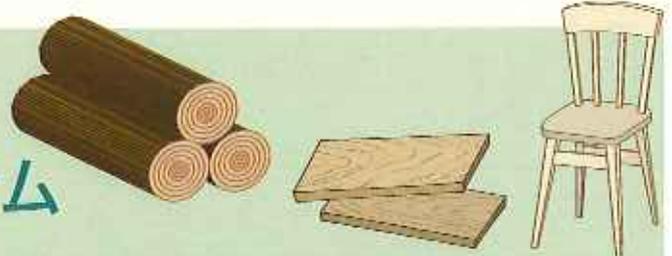
- 1) 持続可能な森林経営の実現による環境問題への貢献
- 2) 森林管理者としての説明責任能力の向上
- 3) 上下流の連携による地域材市場の形成や循環的な国産材利用の推進
- 4) 管理者・従業員の意識改革による森林情報管理の徹底・経営力の向上

森林認証システム



SGEC森林認証システムとは、国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステムです。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保証するものです。7つの基準と35の指標で生物多様性など森林の環境機能の維持及び水土保全など森林の多面的機能の増進を図ります。

認証林産物流通システム



SGEC認証林産物流通システムとは、認証森林から産出される認証林産物の加工・流通過程を管理するシステムです。SGEC認証林産物の取り扱いには事務所・事業所の認定登録が必要で、加工、流通、販売、設計・建築にいたる最終商品となる段階までの業種が対象となります。SGEC認証林産物流通システムを取得することで、SGECマークを標識看板、フラッグ、シート、ラベル、押印スタンプなどに用いて、認証林産物であることを表示することができます。

全森連のSGEC 認証取得コンサルティング

～認証取得のための準備から認証取得・維持までサポート～

コンサルティングA 基本講習

1) 基礎研修会

森林管理に関係する方々を対象に、森林認証の概要や認証取得にあたっての心構えと意識改革、日常業務の変更点等について解説します。

2) 認証取得講習会

認証取得業務をご担当の方々を対象に、認証取得に必要な書類と認証取得までの流れについて解説します。申請にはSGECの7つの基準と35の指標に沿ったチェックシートについて自己評価をする必要があり、それらを独自の認証取得マニュアルを用いて説明します。

コンサルティングB 認証申請書の提出準備指導

1) 認証申請書の作成及び準備に関するお問い合わせ対応

審査機関への申請準備が整うまでの間、電話・郵送・電子メールなどで申請書作成及び準備に関するお問い合わせに対応します。

2) 必要書類の最終確認と審査に向けた指導

審査機関への申請前に指針や規定、その他必要書類の最終確認を行い、審査に向けての準備に関する指導を行います。

①コンサルティングのお申し込み

コンサルティング A 基本講習

森林管理に関係する方々を対象にSGEC 認証取得(申請)に向けた準備等について分かりやすくご説明します。



②認証申請準備開始

コンサルティング B 認証申請書・必要書類等の 準備指導

認証を取得するためには、書類審査と現地審査を通過する必要があり、そのための準備をサポートします。

必要書類や体制準備が整った時点で模擬審査を行います。

③模擬審査 (現地審査)

ポイント!

※準備開始から2～3ヶ月を目途として模擬審査の通過を目指すことをお奨めします。

※必要(要望)に応じて、模擬審査前の追加現地コンサルを実施します。

①コンサルティングのお申し込み

お電話等にて認証取得に必要な書類や手続きについてご案内させていただきます。

②認証申請準備開始

コンサルティング B

認証申請書・必要書類等の準備指導

認証を取得するためには、書類審査と現地審査を通過する必要があり、そのための準備をサポートします。

必要書類や体制準備が整った時点で本審査に臨みます。

全国森林組合連合会では、森林認証取得を通じて、森林組合における施業・経営集約化と外部に向けての説明責任能力の向上、地域材市場の創設と循環型社会づくり、地球温暖化問題・地球環境問題等に対応する持続可能な社会の構築を目指し、加えて、地域社会における森林組合活動の活性化を図るため、系統運動の一環として、都道府県森林組合連合会・研究者・環境 NPO 等と連携した SGEC 認証取得のためのコンサルティング体制を構築しました。

模擬審査の実施

審査機関への申請準備が概ね整った段階で、必要書類及び対象森林の現況を現地にて確認します。

※SGECが定める基準や指標を満たさない項目が一つでもあると本審査には進めません。該当基準と指標を満たすべく、改めて書類と現地の改善準備が必要となります。それらを経て、模擬審査の通過となります。

※本審査への立会いは、コンサルティングの標準メニューとなります。

オプション

1) 追加講演会

森林管理に関係する方々を対象に、適宜、専門家を招いてSGEC認証についての講演会を開催することができます。認証取得準備に入る前に組合内での理解や意識の向上を図る、地域内で連携体制をつくる等、目的に合わせてご利用ください。

2) 書類作成支援

認証取得業務担当者の方々を対象に、必要書類の準備に際して作成の支援を行います。

●「森林のCO₂吸収量の算定・証明書の発行」「GIS等を活用した境界保全、森林管理の指導」なども行っています。お気軽にお問い合わせください。

④本審査(現地審査)

本審査への立会い

SGEC審査機関(財団法人林業経済研究所)による本審査に立会い、これまで準備してきた内容を審査員に伝えるなど本審査時のサポートをします。



審査委員会

監査委員会

⑤SGEC認証取得

認証の有効期間は5年間です。年1回実行状況をチェックする「管理審査」を受ける必要があります。

SGEC 審査機関による審査委員会と「緑の循環」認証会議(SGEC)による監査委員会での審査と監査を通過するとSGEC認証が取得でき、認証書が交付されます。



③本審査(現地審査)

本審査への立会い

SGEC審査機関(財団法人林業経済研究所)による本審査に立会い、これまで準備してきた内容を審査員に伝えるなど本審査時のサポートをします。

審査委員会

監査委員会

④SGEC認証取得

認証の有効期間は5年間です。年1回実行状況をチェックする「管理審査」を受ける必要があります。

SGEC『緑の循環』の7つの基準

世界的に推奨されている持続可能な森林管理の考え方をもとに、日本の現状に合わせてつくられた国際性を持つ基準です。

基準1

認証対象森林の明示およびその管理方針の確定

森林をきちんと管理するためには、森林を所有する権利や利用する権利がはっきりし、さらに森林の管理状態が帳簿類で整理されていることが最低限必要です。また、森林を管理する自らの方針と計画が作成されており、その計画に沿って定期的に見直しをしながら管理レベルの向上を図ります。

基準2

生物多様性の保全

森林を管理する上で、「森林の豊かさ」を保つことが大切です。森林の豊かさとは多様な生物種が共存できることです。森林の中に生息する生物種は、動植物から微生物に至るまで互いに関係しあって生活しており、生物種に応じた森林の取り扱いが必要になります。また、貴重な種がある場合には特別な配慮をします。

基準3

土壌および水資源の保全と維持

森林がもたらす恵みの中でも、水資源の供給と土砂の流出防止は重要です。特に、森林は水源を守り、清浄な飲み水をつくり、海をも豊にします。このような恵みが保持されるように、伐採や林地開発など森林の利用に当っては注意が必要です。

基準4

森林生態系の生産力および健全性の維持

森林から得られる様々な機能や資源が長期的に安定して享受されるためには、伐採、更新、保育、間伐などが注意深く行われることが必要です。また、病害虫や山火事などの森林災害には常に対策を考えておくことが必要です。

基準5

持続的森林経営のための法的、制度的枠組み

国内法はもとより、国際的な条約や法規制を守るとともに、地域社会の伝統的あるいは文化的な慣習や生活上の権利を尊重することが必要です。

基準6

社会、経済的便益の維持および増進

美しい森林を眺めたり、その中に入って楽しんでもらうためには、地域住民や森林で働く人々などに対して、森林管理方針の啓発・教育を行うとともに、自然環境を守るパートナーシップを育てることが必要です。また、持続的森林経営を推奨するため、認証森林から生産される林産物が、環境に配慮した資源として、他の林産物と分別・表示された流通の仕組みが整えられ、市民に信頼される環境貢献のブランドとして提供されることが必要です。

基準7

モニタリングと情報公開

森林状況は絶えず変化しているので、定期的に現場を調べ、それを地域の情報として共有すると共に、森林の管理方針に反映させることが大切です。

『緑の循環』認証会議:SGEC(Sustainable Green Ecosystem Council)について

日本の森林と国産材を対象とした森林認証を扱うため、2003年6月に林業団体、学識経験者や環境NGOなどにより発足。国際的に通用する基準と指標を取り入れながら、人工林が多い日本の森林実情に合わせた認証制度が創設された。

コンサルティング申込・お問合せ先

全国森林組合連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
TEL:03-3294-9717 FAX:03-3293-4726

お問合せ先